（登録事項）

第十四条の三　法第二十三条の三の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）

二　登録の対象となる流水の占用に係る発電のために利用する法第二十三条の二に規定する流水に関する次に掲げる事項

イ　法第二十三条の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）

ロ　前条に規定する流水が放流されるダム又は堰（せき）の位置及び名称

三　登録の対象となる流水の占用に係る流水の量

四　登録の対象となる流水の占用に係る権利の存続期間

五　取水口又は放水口の位置その他の流水の占用の場所

六　登録の年月日その他国土交通省令で定める事項

第十六条の四第一項第二号中「土石（砂を含む。以下同じ。）又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を捨てる」を「次に掲げるものを捨て、又は放置する」に改め、同号に次のように加える。

イ　船舶その他の河川管理者が指定したもの

ロ　土石（砂を含む。以下同じ。）

ハ　イ又はロに掲げるもののほか、ごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物

第十六条の四第二項中「前項第二号」を「前項第二号イ及び第三号」に改める。

第十八条第二項第一号中「から第二十五条までの許可」を「、第二十四条若しくは第二十五条の許可又は法第二十三条の二の登録」に改め、同項第二号中「から第二十五条までの許可」を「、第二十四条若しくは第二十五条の許可又は法第二十三条の二の登録」に、「、許可」を「、当該許可若しくは登録」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第三号中「行なわれる」を「行われる」に改める。

第二十条の二中「第二十三条又は」を「第二十三条の許可又は法」に、「規定による処分」を「許可（法第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する許可を除く。）」に改め、同条第一号ただし書及び第五号を削る。

第四十三条第二項中「行なう」を「行う」に、「から第二十五条までの許可及び」を「、第二十四条及び第二十五条の許可、法第二十三条の二の登録並びに」に改め、「当該許可」の下に「又は登録」を加え、同条第三項中「から第二十五条までの許可」を「、第二十四条若しくは第二十五条の許可又は法第二十三条の二の登録」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、「当該許可」の下に「又は登録」を加える。

第四十五条第四号中「第二十三条、第二十四条、第二十六条第一項」を「第二十三条の許可、法第二十四条若しくは第二十六条第一項の許可（法第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する許可を除く。）」に、「第三十四条第一項の規定による処分又はこれらの処分」を「法第三十四条第一項に規定する許可（法第二十三条の二の登録の対象となる流水の占用に係る水利使用に関する法第二十四条の許可を除く。）に係る同項の承認又はこれらの許可若しくは承認」に改める。

第四十八条第一項中「許可」の下に「又は法第二十三条の二の登録」を加える。

第五十九条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「土石又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を捨てた」を「同項第二号イからハまでに掲げるものを捨て、又は放置した」に改める。

（特定多目的ダム法施行令の一部改正）

第二条　特定多目的ダム法施行令（昭和三十二年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二中「同条同項」を「同項」に、「許可を受けている者」を「許可又は同法第二十三条の二の規定による登録を受けている者」に改め、同条第一号中「見積つた」を「見積もつた」に改め、同条第二号中「許可」の下に「又は同法第二十三条の二の規定による登録」を加える。

（沖縄振興特別措置法施行令の一部改正）

第三条　沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第三項第二号イ中「第二十三条」の下に「、第二十四条」を加え、「又は第三十四条の規定による許可又は」を「の規定による許可、同法第二十三条の二の規定による登録又は同法第三十四条の規定による」に改め、同号ロ中「許可」の下に「、登録」を加え、同条第五項中「河川法」の下に「第二十三条の三、第二十三条の四、」を加え、同条第七項中「から第二十五条まで」を「、第二十四条及び第二十五条」に、「及び」を「、同法第二十三条の二の規定による登録並びに」に改め、「当該許可」の下に「又は登録」を加える。

（構造改革特別区域法施行令の一部改正）

第四条　構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第五条を削り、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

（総合特別区域法施行令の一部改正）

第五条　総合特別区域法施行令（平成二十三年政令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「、同法第三十一条第一項第一号中「第四条第七項（第六条第二項」とあるのは「総合特別区域法第十二条第八項第一号（同法第十四条第二項」と」を削る。

第四条中「、同法第三十一条第一項第一号中「第四条第七項（第六条第二項」とあるのは「総合特別区域法第三十五条第八項第一号（同法第三十七条第二項」と」を削る。

（東日本大震災復興特別区域法施行令の一部改正）

第六条　東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）の一部を次のように改正する。

第四条を削り、第五条を第四条とする。

第六条第一項中「第六条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条を第五条とする。

第七条第二項中「第九条」を「第八条」に改め、同条を第六条とし、第八条から第十二条までを一条ずつ繰り上げる。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、水防法及び河川法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十五年十二月十一日）から施行する。ただし、第一条中河川法施行令第十六条の四及び第五十九条の改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

（復興庁組織令の一部改正）

2　復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項の表東日本大震災復興特別区域法施行令（平成二十三年政令第四百九号）の項中「第十一条」を「第十条」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　太田　昭宏

港湾法施行令及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名
平成二十五年十二月六日
内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百三十四号

港湾法施行令及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十五条の七第五項（同法第五十五条の八第二項において準用する場合を含む。）及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。